

平成 29 年 8 月 25 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
 代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
 (コード番号：3823 東証マザーズ)
 問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
 電 話 番 号： (0 3) 4 4 0 5 - 5 4 6 0

第三者割当により発行される新株式及び第 9 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 25 日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式及び第 9 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて、平成 29 年 8 月 17 日を基準日として開催する臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 9 月 27 日
(2) 発 行 新 株 式 数	689,600 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 290 円
(4) 調 達 資 金 の 額	199,984,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方法による。 割当予定先： 田邊 勝己氏 344,800 株 上田 和彦氏 344,800 株
(6) そ の 他	当社は、各割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 29 年 9 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	87,300 個
(3) 発 行 価 額	38,499,300 円 (本新株予約権 1 個当たり 441.0 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	8,730,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	2,570,199,300 円 (差引手取概算額 2,567,179,300 円) (内訳) 新株予約権発行分 38,499,300 円 新株予約権行使分 2,531,700,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 290 円
(7) 募 集 又 は 割 当 て 方 法	第三者割当ての方式による。

(割 当 予 定 先)	割当予定先： 田邊 勝己氏 5,000,000 株 (50,000 個) 片岡 剛氏 2,000,000 株 (20,000 個) 上田 和彦氏 1,040,000 株 (10,400 個) Star Gate 690,000 株 (6,900 個)
(8) そ の 他	<p>1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 441.0 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、平成 30 年 9 月 27 日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 441.0 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>3. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術（プラットフォーム）の提供やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）を主な事業とし、第 4 次産業革命とも言われる IoT※関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向け IoT システムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成 29 年 3 月 28 日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社の IoT やインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアルの融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDA ベースでは平成 29 年 8 月期第 1 四半期会計期間において△114 百万円であったところ、同第 2 四半期会計期間では△26 百万円と

改善し、同第3四半期会計期間では17百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスを加え、シナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は第三者割当による新株式及び新株予約権を発行するとともに、黒字化に向けた施策の一環として、本日開示しました「株式交換による株式会社エンターテイメントシステムズの完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供するGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo Takizawa、以下、「GES社」という。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」という。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得を予定しております。

当社は、既存事業の展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、後述の「調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、①エンターテイメント社取得の対価、②渋谷肉横丁成長投資資金、③新規インターネットサービスの開発・初期運営資金、④当社の運転資金、⑤新規事業の取得の調達を行う必要があると判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

なお、当社は、平成29年2月15日に子会社の成長を加速するための資金並びに新規事業立ち上げに係る株式取得の資金を主目的とした第三者割当による新株式1,127,900株及び新株予約権28,656個(新株予約権1個につき目的となる株式は100株)を発行し、平成29年5月31日までに新株式の発行により300百万円、新株予約権の一部行使により537百万円の資金調達を行っております。当初の資金用途の通り、調達した資金は①借入金の返済として200百万円、②渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用として534百万円、③渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金として3百万円、④当社の運転資金として100百万円をそれぞれ充当しております。同時点における新株予約権の残数は、8,656個であり、今後の行使に伴い調達する資金についても、当初の資金用途の通り充当していく予定です。なお、本件新株式および本件新株予約権により調達する資金の資金用途には「新規事業の取得」がありますが、上記の資金調達における資金用途の「シナジーを見込める事業取得資金」とは目的や取得検討対象には大きな違いはなく、新株予約権の残数の行使状況によっては、今回調達資金と合わせて資金の充当をしていく予定です。

(注)

※ IoT:モノのインターネット(Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな“モノ”を接続する技術。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているため実現が難しい状況にあります。また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額で

あるため、調達金額に比べてコストが高く、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、株価に対する下落圧力が他の調達手法に比較して強く働くと考えられ既存株主に対するデメリットがあり、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、今回の資金調達については、①新規事業の取得計画に向けて金額が確定した資金調達を行う必要があること、②今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、③平成29年8月期第3四半期累計会計期間において純損失を計上している状況から、金利負担が少ない又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、今回の資金調達のスキームを選択いたしました。本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達により、株式交換によって取得を予定しているエンターテイメント社の取得資金の一部として確実な調達を図るとともに、早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。

当社としましては本新株予約権の発行は、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

なお、当新株式の引受先の議決権、及び第9回予約権の行使分の議決権については平成29年11月に予定される定時株主総会の前日までに行使された分について、割当予定先から今後も中長期的に当社株主として経営の安定化に寄与したいと考えており本新株式および本新株予約権の行使で取得する議決権については早期に行使できるようにしたいとの意向を受けたため、当該定時株主総会の議決権に含むことができるものといたします。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は290円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から8,730,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。
- ③ 本新株予約権には、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は290円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から8,730,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ② 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること
- ③ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。それにより状況に応じた当社の判断において本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存株主には希薄化を回避させることができるメリットがあります。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、8,730,000株、既存株式の希薄化が生じること
- ② 本新株予約権の行使請求期間である平成29年9月27日から平成32年9月25日までの3年間の期間内に、市場の動向等及び割当先の資金状況等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなる
また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと。

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

<本新株式>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	199,984,000円 (内訳) 本新株式の発行による調達資金 199,984,000円
① 発行諸費用の概算額	本新株式発行に係る諸費用 18,020千円 (内訳) 登記費用1,000千円、価額算定700千円、調査費用350千円、臨時株主総会開催費用15,000千円、その他970千円
② 差引手取概算額	181,964,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① エンターテイメント社取得の対価	50百万円	平成29年9月
② 当社の運転資金	50百万円	平成29年9月～平成29年12月
③ 新規事業の取得	81百万円	平成29年9月～平成30年12月
合計	181百万円	—

(注) 上記手取金の額は、本新株式の発行に際して払い込まれる金額から本新株式の発行諸費用(18,020千円)を差し引いた金額であります。

① エンターテイメント社取得の対価

当社はグアムで運営されているビンゴのシステム提供事業を行うGES社を保有するエンターテイメント社の取得により、当社グループに収益事業を追加することを予定しております

(取得するビンゴ向けシステム事業について)

グアムでは政府公認のゲーミングとしてビンゴゲームが島民の人気を得ております。グアムではいわゆる賭博は禁止されておりますが、非営利の組織であるNPO法人などにグアム政府がビンゴゲームの許認可を発行しております。

現在、グアムでは政府公認のビンゴ施設として5ヶ所での許認可が下りており、その許認可の一つをグアムのNPO法人であるGNFG (Guam National Golf Federation) が保有しております。

当該許認可に基づくビンゴの営業は、GNGF からビンゴの運営を委託された TTK, LLC (805 Pale San Vitores Road, Tumon Guam 96931、代表 Taizo Takizawa、以下「TTK 社」という。) により運営されております。なお、TTK 社はビンゴゲームのシステム部門を分社化することを目的として GES 社を設立しており、当該システム部門の業務を承継する予定です。

GES 社がシステム提供対象となるビンゴ事業に関する M&A については、当社がコンサルティング契約を委託していた志賀純一郎氏から当社代表の堤が紹介を受けて提案されました。その後、当社としてグアムでの現地視察も行い検討を進める中で、売り手としては事業の 100%の売却ではなく、今後の成長を図るための経営努力をする代わりに成長利益の一部を留保するインセンティブを持つことを希望しました。一方で、当社としてはビンゴ事業という全く未知の事業をすべて取得するよりはシステムの利用料を収益とするビジネスモデルの方がリスクが限定的であり、当社の得意とする分野でのシナジーを出しやすいと考えました。その結果、ビンゴ事業を運営する TTK 社からシステム部門を分離し、それを当社が取得することで、両者の意向を両立できるという結論に達したため、GES 社を設立しました。当社は十分な取得資金のタイムリーな調達が難しいため、株式交換による取得を考えておりますが、GES 社は LLC であり株式会社ではないため株式交換による取得ができません。そのため、日本法人であるエンターテイメント社を設立し、エンターテイメント社が GES 社の持分を 100%保有した上で、エンターテイメント社を株式交換により取得することといたしました。

GES 社は、TTK 社のシステム部門を分社化するために設立されました。TTK 社は現在、外部の米国企業である VKGS, LLC (以下「VKGS」という。) が提供するシステムをレンタルして利用しております。今回、GES 社は当該既存システムの契約を承継し、GES 社は TTK 社から月額固定額に TTK 社の利益に応じた額を受け取り、GES 社が VKGS にレンタルしている機材の数と売り上げに応じた利用を支払うこととなります。GES 社と VKGS 社との契約、GES 社と TTK 社との契約については、株式交換の効力発生までに完了させる予定です。当社は今後独自システムを開発して GES 社に提供する計画ですが、当面は既存システムの利用を前提とした収益事業を継続するため、まず、エンターテイメント社を取得することにより GES 社を傘下に収める考えです。

現在 TTK 社が運営しているビンゴ会場でレンタルして利用している VKGS が提供するシステムはタブレット型端末を利用したシステムとなっておりますが、この端末は特殊な専用端末となっており、ビンゴ会場でのみ使用できるように設計されたシステムであるため、システムの設置拠点でしかビンゴゲームを提供することができません。移動可能なビンゴシステムを開発することができれば、グアム島内のどこでもビンゴゲームを楽しむことができるようになり、一ヶ所のビンゴ会場での来場者からの収益だけではなく、これまでビンゴ会場を訪れることが難しかった方々にもビンゴゲームを楽しんで頂くことができ、これまでより高い収益の実現が期待できます。当社は、このような新しいビンゴシステムは、当社の持つスマートフォン向けのアプリを利用したプラットフォーム構築技術を応用することにより、十分に開発が可能であると考えております。このようなシステムが開発されれば、スマートフォン型のタブレットをインターネット技術を利用してサーバに接続することで、島内のどこにいてもビンゴゲームを楽しむことができるようになります。

当社が完全子会社化する予定のエンターテイメント社が 100%保有する GES 社は、当初、VKGS が提供するシステムを TTK 社にレンタルすることにより、TTK 社からシステムの利用料とビンゴ事業の利益からの一定割合を収益とする予定です。当社が今後開発する予定の新しいビンゴシステムを GES 社に提供し、GES 社が TTK 社にそのシステムをレンタルすることにより、TTK 社が運営するビンゴ事業がこれまでより高い収益を実現することが期待されますが、それにより、TTK 社の利益が増加し、その結果 GES 社の収益も増加することができるものと考えております。なお、アンケート回答などの際に特典を与えることで顧客情報を取得し効果的な広告宣伝効果を狙う専用アプリを開発し、事業計画初年度から投入した上で、当社が新しく開発する独自のビンゴシステムについては事業計画の 3 年目からの投入を見込んでおります。

エンターテイメント社の取得は当社との株式交換によって行います。株式交換の対価として金銭 (50 百万円) 及び当社株式 1, 100, 000 株を新株を発行して交付することとしております。

同社子会社化に当たって要する株式取得資金として 50 百万円を充当します。

なお、詳細につきましては、本日開示いたしました「株式交換による株式会社エンターテイメントシステムの完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

②当社の運転資金

当社は、継続して純損失を計上しており、平成 29 年 8 月期第 3 四半期末（平成 29 年 5 月 31 日）の当社の現金及び現金同等物の残高は 49 百万円となり、十分な運転資金の残高を維持できない状況です。当社の平均月商は約 200 百万円であり、予期せぬ資金需要に対しても一定の余裕を持った運転資金の残高として、月商 1 ヶ月分程度の残高を維持することが必要と考えております。そのための運転資金として、50 百万円を充当いたします。また、必要残高のうち残りの 150 百万円については、第 9 回新株予約権の行使による調達資金を充当いたします。

③ 新規事業の取得

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化が急務となっております。キャッシュフローの見込める事業の取得を積極的に進め、継続的に収益を生む企業グループを構成していくことを目指します。

これを実現するために、50～400 百万円前後の事業会社を規模については幅広く検討し、1 つ以上取得していくことを検討しております。その取得のための投資資金の一部として 81 百万円を充当します。

なお、平成 29 年 2 月 15 日に発行した第三者割当による第 8 回新株予約権の資金使途「シナジーを見込める事業取得資金」として充当する予定の 88.5 百万円は、その目的や取得検討対象には大きな違いはなく、新株予約権の残数の行使状況によっては、今回調達資金と合わせて充当することがあります。

また、不足額につきましては、本新株予約権の払込金額を充当いたしますが、新株予約権の行使によって充当する運転資金 150 百万円に優先して 81 百万円を充当する理由は、新規事業の取得をできる限り急ぐことによって当社グループの収益基盤の改善を急ぐためであります。

（注 2）調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

<本新株予約権>

（1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,570,199,300 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 38,499,300 円 本新株予約権の行使による調達資金 2,531,700,000 円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 21,040 千円 うち、本新株予約権発行に係る諸費用 3,020 千円 (内訳) 登記費用 1,000 千円、価額算定 700 千円、調査費用 350 千円、その他 970 千円
③ 差引手取概算額	2,567,179,300 円

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 渋谷肉横丁成長投資資金	1,000 百万円	平成 30 年 2 月～平成 32 年 9 月
② 新規インターネットサービスの開発・初期運営資金	726 百万円	平成 29 年 10 月～平成 32 年 9 月
③ 当社の運転資金	150 百万円	平成 29 年 9 月～平成 30 年 12 月
④ 新規事業の取得	692 百万円	平成 29 年 10 月～平成 32 年 9 月

合 計	2,568 百万円	—
-----	-----------	---

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から本新株予約権の発行諸費用 (3,020 千円) を差し引いた金額であります。

① 渋谷肉横丁成長投資資金

当社は、平成 29 年 3 月 29 日に不動産のサブリースおよび商標権のライセンスを主力事業とする渋谷肉横丁社を取得いたしました。なお、同年 3 月 28 日開示の「第 8 回新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたように、同社事業は、渋谷ちとせ会館の「渋谷肉横丁店」においては商標権の管理へと変更したほか、その他の店舗においては飲食店としての直営は行わずサブリース事業に特化した展開をしております。同社は、平成 29 年 8 月第 3 四半期会計期間において、一時的に発生する支払報酬等や当社に対して支払う立ち上げ支援費を含む経営指導料など事業取得後の処理において計 5 百万円の支出が発生しているため営業損失 0 百万円を計上しましたが、営業キャッシュフローは 8 百万円を計上しており、当社の大きな収益源として今後事業を拡大していく予定です。同社の主要事業であるサブリース事業は順次店舗数を増やす予定ですが、より早く確実に利益を上げられる形での成長を実現するためには、良好な立地にある大規模な物件をいち早く押さえること、およびリース先の店子の入居に先立って発生する内装設備等の資金負担を行いたいと考えております。それを実現する 200～300 坪程度の規模の物件に数十店舗が集まる横丁形式でのサブリースを実施するため、サブリースを実施するため、今後 3 年間に大規模の横丁形式の物件を 3 件を目標として立ち上げるには合計 1,200 百万程度の投資を想定しておりますが、具体的な投資計画は策定しておりません。現時点では具体的な物件はまだ見つからず、このような大規模な案件は中長期的に実施していきますが、良い物件はいつ出てくるか予測することはできず、そのタイムリーな確保のためには早期に資金調達手段を確保しておくことが必要です。渋谷肉横丁社が目指すサブリースモデルは、大規模な先行投資をした上で物件を開発し、多数に区切った区画を、そこに入居する店子に対してサブリースするにあたって、保証金の受け入れや設備を譲渡することによって先行投資資金を回収した上で、その後もサブリースの利益を継続的に得るモデルですが、このモデルでは資金回収までに数年かかることも予想されます。なお、このような横丁形式でのサブリース事業では多数の店子が想定通り集められることが重要で、渋谷肉横丁社が商標権のライセンスを実施している、ちとせ会館の渋谷肉横丁は、昨年通年で過去最高の集客を記録するなど良好な営業実績を背景に、渋谷肉横丁で培ったブランドを活用すれば、十分に入居対象となる店子は集められるものと考えておりますが、考えておりますが、大規模案件については当社としての実績や経験がないため、大規模案件についての投資（入居）物件の選別、初期投資の具体的な項目と費用、テナント募集の進め方、投資回収の方法と投資利回りの想定等について、事業計画が策定できておりません。このサブリース事業の成長資金として、1,000 百万円を充当します。このサブリース事業の成長資金として、1,000 百万円を充当します。この充当金額では資金が不足する場合には、投資時期や投資対象物件の規模を調整することにより対応いたします。

② 新規インターネットサービスの開発・初期運営資金

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化を実現し、それを定着させるためには当社の強みを生かした新規ソリューションの開発・および市場への展開が急務となっております。そのため、当社はインターホン IoT 事業、スポーツ IoT 事業、ビンゴシステム事業の 3 つの分野で投資を実行し、開発およびその収益化を急いでおります。

インターホン IoT 事業は、従来のインターホンとスマートフォンを連携させ、スマートフォン上で自宅への来訪者対応などインターホンの機能を実現するもので当社の今後の主力製品のひとつと位置付けております。そのための IoT 機器開発費用およびソフトウェア開発費用として、当法人件費・ソフトウェア開発外注費・機材金型外注費・機材開発外注費等を平成 31 年 11 月頃までを目処に 118 百万円を充当します。

スポーツ IoT 事業は、野球などのスポーツで使用するボールに高度の機能を持つセンサを内蔵させたボール IoT により、ボールの回転などの挙動をセンサで検出して利用者へアドバイスを行うなど、これ

までは取得が困難であった情報を利用した新しいサービスを提供していきます。野球以外のスポーツへの展開も視野に入れており、そのためのIoT機器開発費用及びソフトウェア開発費用として、当社人件費・ソフトウェア開発外注費・機材金型外注費・機材開発外注費等を平成31年10月頃までを目処に548百万円の投資を計画しております。

ビンゴシステム事業は、当社が株式交換により取得を決議しているエンターテインメント社が保有する、ビンゴ向けのシステムを提供するGES社の事業で利用するシステムを開発いたします。同社は現在VKGSからシステムをレンタルしてビンゴ向けのITシステムを提供しておりますが、これにかえてスマートフォンタブレットに対応する新規のビンゴシステムを独自に構築することでさらなる集客の積み増しによる高収益化を実現できるとともに、VKGSのシステムからの切り替えによる利用料の削減を図るための開発投資を必要としております。ビンゴシステム事業では、広告宣伝効果を狙う専用アプリと既存のビンゴシステムを代替しスマートフォンタブレットにも対応するものと2つのシステムの開発を計画しておりますが、そのうちVKGSからレンタルしているシステムを代替するためのビンゴシステムの開発費用として、当社人件費・ソフトウェア開発外注費等を平成31年8月頃までを目処に60百万円を充当します。なお、「専用アプリ」の開発費については、GES社および当社のキャッシュフローの範囲内での投入を予定しております。

③当社の運転資金

当社は、継続して純損失を計上しており、平成29年8月期第3四半期末（平成29年5月31日）の当社の現金及び現金同等物の期末（平成29年5月31日）残高は49百万円となり、十分な運転資金の残高を維持できない状況です。当社の平均月商は約200百万円であり、予期せぬ資金需要に対しても一定の余裕を持った運転資金の残高として、月商1ヶ月分程度の残高を維持することが必要と考えております。そのための運転資金として、150百万円を本新株式発行による調達資金と合わせて充当いたします。

④ 新規事業の取得

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化が急務となっております。キャッシュフローの見込める事業の取得を積極的に進め、継続的に収益を生む企業グループを構成していくことを目指します。

これを実現するために、50～400百万円前後の事業会社を規模については幅広く検討し、1つ以上取得していくことを検討しております。討対象となる事業については、取得だけに絞らず、事業提携などの手段も視野に入れ当社グループの企業価値の最大化のために最適と考える方法を検討いたします。その中で、検討対象事業を取得する場合の投資資金として692百万円を充当します。なお、本新株式発行による調達資金81百万円に未充当の残高がある場合には、本新株予約権による調達資金の充当と合わせて充当いたします。また、調達資金を上回る資金が必要となったときは、別途資金調達するか、買収をしないこととするのかについて、対象事業の投資効果を慎重に検討した上で決定することといたします。

（注1）調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

（注2）本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には上記①乃至④の各充当資金のうち、支払時期の計画に合わせるとともに適宜最も効果的な案件から優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した支出の時期、金額を調整すること等の方法により対応する予定です。なお、当社は、割当予定先が新株予約権を順次行使していく方針である旨を口頭で確認しております。

（注3）M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合は、具体的な案件が成立するまで案件の発掘・選定を行うことといたします。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに上記の当社成長戦略を実現し、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれる複数の新規事業を取り込み、シナジーを生むことにより、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成29年8月24日）までの直前6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である322円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に0.9を乗じた金額である290円といたしました。

本新株式の発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値の340円に対して14.71%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成29年8月24日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である338円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して14.20%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である337円に対して13.95%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である322円に対して9.94%のディスカウントとなる金額です。

本新株式の発行価額の算定方法として取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

しかしながら、上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものとも考えられることから、当新株式の発行につきまして、平成29年9月26日の臨時株主総会に付議し、会社法に基づく株主総会の特別決議により株主に諮る予定であります。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関であるマクラレンに依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、取得対象子会社（エンターテイメント社）の公正価値評価に関する業務委託契約を締結しておりますが、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値 340 円）、ボラティリティ（64.42%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（-0.13%）、行使期間（3 年）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、残存する新株予約権を 2 週間後に取得するものとする。）及び、割当先の行動（当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、その権利行使の数量を 1 取引日当たり過去 1 年間にわたる当社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高の約 10%とする。）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト（過去 1 年間の 3 取引日の株価変動率である 7.9%を仮定）等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権 1 個あたり 441.0 円、1 株当たり 4.410 円）を妥当として、本新株予約権 1 個の払込金額を金 441.0 円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 8 月 24 日）までの直前 6 ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である 322 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に 0.9 を乗じた（290 円）に相当する金額としておりますが、本新株予約権の評価はこの行使価額を前提として公正価値を算定しております。

このように、本新株予約権の評価はその行使価額も前提として公正価値を算定しており、有利発行には該当いたしません。その行使価額を取締役会決議日の前営業日までの直近 6 ヶ月の単純平均に 0.9 を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近 6 ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

なお、本新株予約権の発行につきましては、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）が、平成 29 年 8 月 21 日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役 3 名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるマクラレンが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数 689,600 株（議決権数 6,896 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 8,730,000 株（議決権数 87,300 個）を合算した株式数は、9,419,600 株（議決権数 94,196 個）であり、平成 29 年 5 月 31 日現在の当社発行済株式総数 19,166,093 株及び議決権数 191,660 個を分母とする希薄化率は 49.1%（議決権ベースの希薄化率は 49.1%）に相当し、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に希薄化が生じることになります。

なお、本第三者割当により発行される新株式数及び新株予約権に係る潜在株式数に、平成 29 年 2 月 15 日に前第三者割当により発行された新株式及び第 8 回新株予約権に係る潜在株式数（3,993,500 株）を合算した株式数は、13,413,100 株（議決権数 134,131 個）であり、前第三者割当の発行決議日である平成 29 年 1 月 30 日現在の当社発行済株式総数 16,038,193 株（議決権数 160,365 個）を分母とする希薄化率は、83.63%議決権ベースの希薄化率は 83.64%）となります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な使途」とおり、①エンターテイメント社取得の対価、②渋谷肉横丁成長投資資金、③新規インターネットサービスの開発・初運営資金、④当社の運転資金、⑤新規事業の取得に充当する予定です。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化、及び新規事業の成長による収益基盤の強化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去 6 ヶ月間（平成 29 年 2 月～平成 29 年 7 月）における 1 日当たり平均出来高は 6,558,700 株であり一定の流動性を有していること、及び平成 30 年 9 月 27 日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は 25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予約権の発行につきまして、平成 29 年 9 月 26 日の臨時株主総会に付議し、株主に諮る予定であります。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(i) 田邊 勝己

割当予定先の概要

(1) 名称	田邊 勝己
(2) 住所	東京都千代田区
(3) 職業の内容	カイロス総合法律事務所 代表社員、弁護士 (所在地：東京都千代田区平河町一丁目 1 番 1 号平河町コート 5 階 業務内容：法律事務所)
(4) 上場会社と該当個人との間の関係	田邊勝己氏は当社の筆頭株主であります。提出日現在、当社普通株式 19,166,093 株（平成 29 年 5 月 31 日現在の発行済株式数に対して 16.32%）を所有しています。 また、当社が法律顧問契約を締結しているカイロス総合法律事務所の代表社員であります。

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

(ii)片岡剛

a 割当予定先の概要

(1) 名称	片岡 剛
(2) 住所	東京都世田谷区
(3) 職業の内容	カイロス総合法律事務所 社員、弁護士 (所在地：東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階 業務内容：法律事務所)
(4) 上場会社と該当個人との間の関係	片岡剛氏は、当社が法律顧問契約を締結しているカイロス総合法律事務所の社員であります。

※当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

(iii) 上田 和彦

a 割当予定先の概要

(1) 名称	上田 和彦
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 職業の内容	株式会社ケイハウス 代表取締役 不動産の売買の仲介、賃貸管理及びその仲介 (所在地：東京都渋谷区富ヶ谷1丁目16-3 富ヶ谷ハイツ1階)
(4) 上場会社と該当個人との間の関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

(vi) Star Gate Investment Holdings Limited

割当予定先の概要

(1) 名称	Star Gate Investment Holdings Limited (以下、「Star Gate」という。)
(2) 所在地	Units 1607-8, 16th Floor, Citicorp Centre, 18 Whitfield Road, Causeway Bay, Hong Kong (日本事務所：東京都中央区日本橋久松町4-10 イマス日本橋福山ビル6階)
(3) 代表者の役職及び氏名	代表取締役 下原 努
(4) 事業内容	企業コンサルティング及び投資事業
(5) 資本金	150,000HKD
(6) 設立年月日	平成20年2月13日
(7) 発行済株式数	1株
(8) 決算期	5月
(9) 従業員数	2名
(10) 主要取引先	該当事項はありません。
(11) 主要取引銀行	HSBC HK

(12) 大株主及び 持ち株比率	下原 努 100%		
(13) 当時会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	201 月	2015 月期	2016 月期
純資産	△1, 532, 208. 71	△1, 299, 215. 94	△1, 189, 004. 79
総資産	18, 006, 011. 59	7, 883, 115. 12	6, 673, 529. 61
1株当たり純資産(円)	△10. 21	△8. 66	△7. 93
売上高	0. 00	0. 00	0. 00
営業利益	△475, 954. 89	232, 992. 77	110, 211. 15
経常利益	0. 00	0. 00	0. 00
当期純利益	△475, 954. 89	232, 992. 77	110, 211. 15
1株当たり当期純利益	△3. 17	1. 55	0. 73
1株当たり配当金 (円)	0. 00	0. 00	0. 00

※当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

(2) 割当予定先を選定した理由

(i) 田邊 勝己

割当予定先である田邊勝己氏は、平成29年1月30日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、平成29年2月に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の割当を行いました。平成29年5月16日提出の臨時報告書にて公表のとおり、当社の筆頭株主となっております。また、平成29年5月31日時点での、第8回新株予約権による潜在株式数は、865,600株となっております。継続的に早期の黒字化転換及び再成長に向けた施策を協議してまいりました。その結果、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、今後も当社の経営基盤をより安定させるために保有株式の持分を増やし、できる限り自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があること、またその他の株式については基本的には長期保有の方針での出資の意向を受けました。

(ii) 片岡 剛

割当予定先である片岡剛氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。片岡氏は当社が法律顧問契約を締結し、田邊氏が代表を務めるカイロス総合法律事務所のパートナー弁護士でもあります。

片岡氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、できる限り田邊氏からの借り入れまたは自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があり、可能な範囲で当社株式を長期保有するとの方針での出資の意向を受けました。

(iii) 上田 和彦

割当予定先である上田和彦氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。田邊氏と上田氏は旧知の仲であるとのこと。上田氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(iv) Star Gate

割当予定先である Star Gate は、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社 Wealth Plaza（ウェルスプラザ）（東京都中央区日本橋久松町4-10）の代表取締役である新井章生氏から紹介を受けました。Star Gate は香港に籍を置いており、主に日本・アジアのマーケットを対象として投資事業を行っております。Star Gate には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先のうち、田邊勝己氏、片岡剛氏に関しましては、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、可能な限り市場動向に配慮しながら、新株予約権の行使により取得した株式の大部分を売却することにより行使資金の一部にあてる可能性があります。それ以外は長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

割当予定先のうち、上田和彦氏、Star Gate の保有方針に関しましては、本新株式および本新株予約権の発行により取得する当社株式について、基本的に純投資とのことであり、当社の事業の進捗状況等を鑑み新株予約権の行使を進めることを検討し、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨確認しております。

なお、当社は、本新株式の各割当予定先より、本新株式の発行日である平成29年9月27日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(i) 田邊勝己氏からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、割当予定先から預金通帳の写しを受領の上確認し、本新株式及び本新株予約権の払込み並びに片岡剛氏への貸付に要する資金として十分な財産を有することを確認しておりますが、かかる払込み及び貸付並びに本新株予約権の行使（片岡剛氏による行使を含む）のために総額21億円の資金が必要になるところ、自己資金として確認できているのはその30%程度です。

田邊氏からは、本新株予約権の行使期間は3年間であり、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使をする方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

(ii) 片岡剛氏による本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金については、田邊勝己氏が片岡氏に貸し付けることで対応するとの回答を田邊氏及び片岡氏から得ております。田邊氏は片岡氏が社員となっている弁護士法人カイロス総合法律事務所の代表社員であり、両者は同事務所を共同で経営しております。田邊氏は本新株式及び本新株予約権の割当予定先でもあります。この度、片岡氏が本新株予約権を引き受けるにあたり十分な自己資金がないため、借入について検討した結果、片岡氏は借入先として田邊氏に依頼することとし、金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、田邊勝己氏については、預金通帳の写しを受領して、同氏が引き受ける本新株式及び本新株

予約権の払込に係る資金に加えて、片岡氏に対する貸付に要する資金として十分な財産を有することを確認しており、金銭消費貸借契約書どおりに払込期日である平成 29 年 9 月 27 日までに貸付が行われる見込みであると、当社としては判断しております。

なお、田邊氏より、当該金銭消費貸借契約に際し貸付を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。

当該金銭消費貸借契約は 50 百万円を上限としており、本新株予約権の払込みに要する資金として十分であるものの、全て行使するための資金としては不十分です。しかし、片岡氏からは、本新株予約権の行使期間は 3 年間であり、当該借入金に加えてできる限り追加の借入金及び自己資金で行使をする方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

(iii) 上田和彦氏からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、割当予定先から預金通帳の写しを受領の上確認しました。本新株式及び本新株予約権発行に係る資金は十分な財産を有することを確認し、また新株予約権の行使に係る資金については一定の財産を有することを確認し、自己資金を充当することに加えて、売却した当社株式を行使資金の一部に充てる予定である旨確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

(iv) Star Gate による本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金については、株式会社八洲測器（埼玉県戸田市美女木 2-25-2、代表取締役 佐野純司）が Star Gate に貸し付けることで対応するとの回答を八洲測器及び Star Gate から得ております。八洲測器は Star Gate の紹介者である新井章生氏から紹介を受け、今回の融資を実行することとなりました。この度、Star Gate が本新株予約権を引き受けるにあたり十分な自己資金がないため、借入について検討した結果、Star Gate は借入先として八洲測器に依頼することとし、金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、割当予定先である Star Gate より、八洲測器の残高証明書の写しを受領するとともに、八洲測器の調査報告書を手に入れることにより同社の保有する資産を確認し、融資が実行されることで引き受けに係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認しており、金銭消費貸借契約書どおりに、払込期日である平成 29 年 9 月 27 日までに貸付が行われる見込みであると、当社としては判断しております。

また、当該金銭消費貸借契約に際し貸付を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。

なお、Star Gate からは、本新株予約権の行使のために借入れ資金を充当した上で、売却した当社株式を行使資金の一部に充てる予定である旨確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

以上のことから、当社として本第三者割当に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

割当予定先の実態

当社は、各割当予定先と直接面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区岩本町 1-6-7、代表者 石井 健）に各割当予定先、割当予定先の役員または主要株主、および資金提供者の調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による各割当予定先、割当予定先の役員または主要株主、および資金提供者に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主について、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

6. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 新株式の発行後

募集前（平成 29 年 5 月 31 日現在）		募 集 後	
田邊 勝己	16.32%	田邊 勝己	17.49%
堤 純也	2.30%	堤 純也	2.22%
KDD I 株式会社	2.24%	KDD I 株式会社	2.17%
日本証券金融株式会社	1.97%	日本証券金融株式会社	1.90%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.57%	上田 和彦	1.74%
GMOクリック証券株式会社	1.00%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.51%
ジョー ケビン	0.68%	GMOクリック証券株式会社	0.96%
株式会社SBI証券	0.67%	ジョー ケビン	0.66%
仲西 敏雄	0.60%	株式会社SBI証券	0.64%
ネクスト・イト株式会社	0.60%	仲西 敏雄	0.58%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 29 年 2 月 28 日現在の株主名簿を基に、第 8 回新株予約権の一部行使により平成 29 年 4 月 6 日において主要株主となった田邊勝己氏の所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については 4 月 10 日提出の大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成 29 年 5 月 31 日現在の株式数 19,166,093 株としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については、平成 28 年 2 月 28 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数を加えた株式数によって算出しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

(2) 新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後

募集前（平成 29 年 5 月 31 日現在）		募 集 後	
田邊 勝己	16.32%	田邊 勝己	29.64%
堤 純也	2.30%	片岡 剛	7.00%
KDD I 株式会社	2.24%	上田 和彦	4.84%
日本証券金融株式会社	1.97%	StarGate	2.41%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.57%	堤 純也	1.54%
GMOクリック証券株式会社	1.00%	KDD I 株式会社	1.50%
ジョー ケビン	0.68%	日本証券金融株式会社	1.32%
株式会社SBI証券	0.67%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.05%
仲西 敏雄	0.60%	GMOクリック証券株式会社	0.67%
ネクスト・イト株式会社	0.60%	ジョー ケビン	0.46%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 29 年 2 月 28 日現在の株主名簿を基に、第 8 回新株予約権の一部行使により平成 29 年 4 月 6 日において主要株主となった田邊勝己氏の所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については 4 月 10 日提出の大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成 29 年 5 月 31 日現在の株式数 19,166,093 株としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については、平成 28 年 2 月 28 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的には長期保有の方針ですが、適宜判断の上、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
4. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数を加えた

株式数によって算出しております。

5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(3) Guam International Country Club, INC. との株式交換が行使された後
(効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日)

募集前 (平成 29 年 5 月 31 日現在)		募 集 後	
田邊 勝己	16.32%	田邊 勝己	28.54%
堤 純也	2.30%	片岡 剛	6.74%
KDD I 株式会社	2.24%	上田 和彦	4.66%
日本証券金融株式会社	1.97%	Guam International Country Club, INC.	3.71%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.57%	StarGate	2.32%
GMOクリック証券株式会社	1.00%	堤 純也	1.48%
ジョー ケビン	0.68%	KDD I 株式会社	1.45%
株式会社SBI証券	0.67%	日本証券金融株式会社	1.27%
仲西 敏雄	0.60%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.01%
ネクスト・イト株式会社	0.60%	GMOクリック証券株式会社	0.65%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 29 年 2 月 28 日現在の株主名簿を基に、第 8 回新株予約権の一部行使により平成 29 年 4 月 6 日において主要株主となった田邊勝己氏の所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については 4 月 10 日提出の大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成 29 年 5 月 31 日現在の株式数 19,166,093 株としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の所有議決権数の割合については、平成 28 年 2 月 28 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の数に、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とする「Guam International Country Club, INC. との株式交換」による発行株式数 1,100,000 株を加えて算出しております。
4. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的には長期保有の方針ですが、適宜判断の上、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

7. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社グループは、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。その対策としては、一つには黒字のキャッシュフローを生み出す新たな事業を積極的に取得していくこと、もう一つには当社が保有する IoT・AI・インターネットの技術を最大限生かして開発された新しいサービスの収益化に向けた投資を実行していくことであると考えており、そのために必要な資金を調達していくことが必須となってきます。

資金調達にあたっては、既存株主の皆様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による調達も検討してまいりましたが、当社の現状の財務状況、および業績状況では間接金融による資金調達は極め

て困難な状況にあります。したがって、直接金融による資金調達を検討してまいりました。

本件第三者割当は大規模なファイナンスであるため、株価下落リスクは通常の規模のファイナンスよりも高いものとなります。価格下落リスクへの対応策は、投資を実行することによって当社の収益獲得能力を向上させ、1株あたりの価値を高めること以外にはないと考えております。

本第三者割当による新規発行株式数 689,600 株（議決権数 6,896 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 8,730,000 株（議決権数 87,300 個）を合算した株式数は、9,419,600 株（議決権数 94,196 個）であり、平成 29 年 5 月 31 日現在の当社発行済株式総数 19,166,093 株及び議決権数 191,660 個を分母とする希薄化率は 49.1%（議決権ベースの希薄化率は 49.1%）に相当し、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に希薄化が生じることになります。

なお、本第三者割当により発行される新株式数及び新株予約権に係る潜在株式数に、平成 29 年 2 月 15 日に前第三者割当により発行された新株式及び第 8 回新株予約権に係る潜在株式数（3,993,500 株）を合算した株式数は、13,413,100 株（議決権数 134,131 個）であり、前第三者割当の発行決議日である平成 29 年 1 月 30 日現在の当社発行済株式総数 16,038,193 株（議決権数 160,365 個）を分母とする希薄化率は、83.63%（議決権ベースの希薄化率は 83.64%）となります。

このように、本第三者割当は、希薄化率が 25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条等に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。そこで当社は平成 29 年 9 月 26 日開催の臨時株主総会において承認を得ることで、株主の皆様からの意思確認をさせていただくことといたしました。

本新株式の発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値の 340 円に対して 14.70%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 8 月 24 日）までの直前 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である 338 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して 14.20%のディスカウント、同直前 3 ヶ月間の終値単純平均値である 337 円に対して 13.95%のディスカウント、同直前 6 ヶ月間の終値単純平均値である 322 円に対して 9.94%のディスカウントとなる金額です。

したがって、本新株式の発行は有利発行に該当いたしますので、臨時株主総会における特別決議を行います。

なお、本新株予約権はその行使価額も含めてその公正価値を算定した上で発行いたしますので、有利発行には該当いたしません。そのため、臨時株主総会における普通決議を行います。

このように、本件第三者割当は、企業行動規範上の株主意思確認手続きとして、平成 29 年 9 月 26 日の臨時株主総会において、株主の皆様のご賛否を確認することといたします。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単体)

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
売上高	1,669百万円	1,485百万円	2,280百万円
営業利益	△254百万円	△613百万円	△613百万円
経常利益	△259百万円	△628百万円	△628百万円
当期純利益	△135百万円	△924百万円	△924百万円
1株当たり当期純利益	△11.15円	△67.57円	△67.57円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	18.34円	15.13円	15.13円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成29年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,166,093株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	4,616,385株	%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—

(注) 上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
始値	49,500円	432円	614円
高値	71,900円 ※468円	2,292円	678円
安値	26,000円 ※207円	237円	228円
終値	408円	578円	366円

(注) 1. 当社は平成25年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、平成26年3月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

2. ※印は、株式分割(平成26年3月1日、1株→100株)による権利落ち後の最高・最低株価を表示しております。

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	314円	314円	342円	290円	338円	338円
高値	344円	347円	343円	332円	440円	362円
安値	303円	305円	270円	287円	321円	311円
終値	316円	334円	286円	323円	337円	350円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 8 月 24 日
始 値	346 円
高 値	346 円
安 値	333 円
終 値	340 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成 27 年 8 月 6 日
調 達 資 金 の 額	199,989,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 270 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,034,193 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	350,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	14,384,193 株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 114 百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 54 百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 63 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 27 年 8 月～平成 28 年 2 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従いプラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 114 百万円およびコンテンツサービス事業の展開に係る資金 54 百万円、シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 63 百万円を充当いたしました

・第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成 27 年 8 月 6 日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,500,000 個 第 4 回 600,000 個 第 5 回 500,000 個 第 6 回 400,000 個
発 行 価 額	4,230,000 円 (第 4 回新株予約権 1 個当たり 4.4 円、第 5 回新株予約権 1 個当たり 2.3 円、第 6 回新株予約権 1 個当たり 1.1 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,597,200,000 円 (差引手取概算額 1,595,840,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 4,230,000 円 新株予約権行使分 1,597,200,000 円
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,034,193 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	1,500,000 株 (本新株予約権 1 個につき 1 株) 第 4 回 600,000 株

	第5回 500,000株 第6回 400,000株
現時点における 行使状況	現時点において、行使実績はありません。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	現時点において、行使実績はありません。
発行時における 当初の資金使途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 142百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 346百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 1,108百万円
現時点における 充当状況	現時点において、行使実績はありません。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成28年5月30日
調達資金の額	337,423,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき379円
募集時における 発行済株式数	14,506,193株
当該募集による 発行株式数	897,000株
募集後における 発行済株式総数	15,403,193株
割当先	株式会社和円商事 527,000株 松田純弘氏 263,800株 吉澤弘晃氏 105,500株
発行時における 当初の資金使途	①ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・運転資金 100百万円 ②ネクスト・セキュリティ株式会社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 21百万円 ③新規事業立ち上げに係る株式取得資金 90百万円 ④当社の運転資金 126百万円
発行時における 支出予定時期	平成28年5月～平成28年7月
現時点における 充当状況	当初の資金使途に従い資金を充当いたしました

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	平成28年5月30日
発行新株予約権数	20,585個
発行価額	12,598,020円(本新株予約権1個当たり612円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	852,466,020円(差引手取概算額847,176,020円) (内訳) 新株予約権発行分 12,598,000円 新株予約権行使分 839,868,000円
割当先	イー・エム・アイ株式会社 588,200株(5,882個) 松田純弘氏 735,200株(7,352個) 株式会社和円商事 490,100株(4,901個)

	岡田努氏 245,000 株(2,450 個)
募集時における発行済株式数	14,506,193 株
当該募集による潜在株式数	2,058,500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) なお、平成 29 年 2 月 15 日にて、発行要項に定める行使価格の調整に関わる事項に従い、発行価格及び発行株式の調整を行っております。
現時点における行使状況	現時点において、390,000 株 (3,900 個) 行使されております。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	現時点において、159,120,000 円調達しております。
発行時における当初の資金使途	① ゲーム事業譲受の対価 186 百万円 ② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 182 百万円 ③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金 90 百万円 ④ 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金 348 百万円 ⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金 41 百万円
現時点における充当状況	① ゲーム事業譲受の対価 88 百万円 ② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 30 百万円 ⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金 41 百万円に充当しております。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 29 年 2 月 15 日
調達資金の額	300,021,400 円 (差引手取概算額)
発行価額	1 株につき 266 円
募集時における発行済株式数	16,038,193 株
当該募集による発行株式数	1,127,900 株
募集後における発行済株式総数	17,166,093 株
割当先	田邊勝己氏 1,127,900 株
発行時における当初の資金使途	① 借入金の返済 200 百万円 ② 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用 98.5 百万円
発行時における支出予定時期	平成 29 年 2 月
現時点における充当状況	平成 29 年 5 月 31 日までに新株式の発行により 300 百万円の資金調達を行っており、当初の資金使途の通り、調達した資金は充当しております。

・第三者割当による第8回新株予約権の発行

割当日	平成29年2月15日
発行新株予約権数	28,656個
発行価額	7,851,744円(本新株予約権1個当たり274円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	770,101,344円(差引手取概算額766,642,634円) (内訳) 新株予約権発行分7,851,744円 新株予約権行使分762,249,600円
割当先	田邊勝己氏2,865,600株(28,656個)
募集時における 発行済株式数	1,127,900株
当該募集による 潜在株式数	2,865,600株(本新株予約権1個につき100株)
現時点における 行使状況	現時点において、2,000,000株(20,000個)が行使されております。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	現時点において、548,000,000円調達しております。
発行時における 当初の資金使途	① 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金 477.5百万円 ② 渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金 100百万円 ③ シナジーを見込める事業取得資金 88.5百万円 ④ 当社の運転資金 100百万円
現時点における 充当状況	平成29年5月31日までに、新株予約権の行使により537百万円の資金調達を行っております。 ① 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用 435.5百万円 ② 渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金 1.5百万円 ③ 当社の運転資金 100百万円 なお、同時点における新株予約権の残数は8,656個であります。

10. 発行要項

<新株式>

発行要項

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1. | 募集株式の種類 | 普通株式 |
| 2. | 募集株式の数 | 689,600 株 |
| 3. | 発行価額 | 1 株につき 290 円 |
| 4. | 発行価額の総額 | 199,984,000 円 |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1 株につき 145 円
資本準備金 1 株につき 145 円 |
| 6. | 申込期日 | 平成 29 年 9 月 27 日 |
| 7. | 払込期日 | 平成 29 年 9 月 27 日 |
| 8. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり、株式を割り当てる。
田邊勝己氏 344,800 株
上田和彦氏 344,800 株 |
| 9. | 払込取扱場所 | 東京都目黒区上目黒一丁目 24 番 11 号
株式会社みずほ銀行 中目黒支店 |
10. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

<新株予約権>

株式会社アクロディア
第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 38,499,300 円
3. 申込期日及び割当日 平成 29 年 9 月 27 日
4. 払込期日 平成 29 年 9 月 27 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

田邊 勝己氏
本新株予約権 50,000 個
(その目的となる株式 5,000,000 株)

片岡 剛氏
本新株予約権 20,000 個
(その目的となる株式 2,000,000 株)

上田 和彦氏
本新株予約権 10,400 個
(その目的となる株式 1,040,000 株)

StarGate
本新株予約権 6,900 個
(その目的となる株式 690,000 株)

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、8,730,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本欄第 2 項及び第 3 項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 1 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 87,300 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 441.0 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財

産の価額（以下、「行使価額」という。）は、290円とする。ただし、但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する
 - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成29年9月27日から平成32年9月25日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
13. 新株予約権の取得事由
(1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金441.0円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
(2) 当社は、平成30年9月27日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり441.0円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
株式会社アクロディア 管理部
東京都新宿区愛住町22番地
19. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 中目黒支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第16項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項及び第13項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上